

平成27年6月1日

建築確認申請等に係る窓口業務 に関するお願い

①窓口にお越しになる際は、9:00~15:00
にお越し下さい。

(申請いただいている書類審査の迅速化や協議への回答の円滑化を図るためのお願いです。)

②建築基準法等の事前相談や申請書類の補正等で窓口にお越しになる際は、事前に電話にて当課担当者とアポイントをお取りになってからお越し下さい。(リサイクル法・省エネ法の届け出、長期優良住宅の申請は除く。)

※電話番号：0244-26-1223

(担当職員の不在や窓口対応の混雑により、事前アポイント無しの場合、対応しかねることがあるためです。)

③電話での問い合わせは、8:30~17:15
までをお願いします。

④民間の指定確認検査機関に確認申請予定の案件に係る事前相談については、申請先(民間の指定確認検査機関)に行ってください。

(特定行政庁の判断が必要な場合は、民間の指定確認検査機関から当課への照会により、対応させていただいております。)

※東日本大震災以降、窓口が非常に混雑しております。確認審査時間や相談内容への検討時間を十分に確保し、迅速かつ適正に審査を行うため、ご協力をお願いするものです。ご理解・ご協力の程、よろしくお願い致します。

福島県相双建設事務所建築住宅課